

○観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

令和3年4月30日告示第114号

観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効活用と本市への移住及び定住を促進するため、県外に本社がある法人事業者又は個人事業主（以下「事業者」という。）に対し、事業者が購入した空き家を事業所として改修する際の経費の一部について、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築又は購入したが、現に居住等をしていない一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅であって、県が運営するWebサイト「かがわ住まいネット」に登録された市内の住宅をいう。
- (2) 法人事業者 会社法（平成17年法律第86号）上の本店（会社法の適用を受けない事業者については、会社法上の本店に相当する事業所）が県外にある法人をいう。
- (3) 個人事業主 税務署に個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の提出をしている者をいう。
- (4) 移住者 一定期間居住する意思を持ち、観音寺市の住民基本台帳に登録されている者で、本市に転入する直前に、連続して3年以上香川県外に在住していた者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業者が、購入した空き家（以下「対象物件」という。）を事業所として改修するもの
- (2) 事業者が、対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として3年以上使用するもの

る予定であるもの

- (3) 法人事業者の場合は改修した対象物件で勤務する法人事業者の従業者のうち1名以上が、個人事業主の場合は個人事業主が、香川県に転入して1年未満の移住者又は移住者になる予定であるもの
- (4) 国庫補助金、県補助金等が交付されていないもの
- (5) 第3号の移住者が、観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱(平成31年観音寺市告示第47号)による補助を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者の事業については、対象としない。

- (1) 補助金の交付決定より前に事業を実施した者(第6条第3項の届出を市長に提出した者を除く。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該特殊営業に係る同条第13条に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とする活動を行う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める活動を行う者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 家屋改修費 家屋の改修に要する経費(耐震診断に要する経費及び家財道具の処分に要する経費並びに整備される対象物件と構造上一体となっている電気、ガス、給排水、空調、トイレその他通常必要と認められる設備の整備に要する経費を含む。)
- (2) 通信環境整備費 W i - F i 環境整備費、電話回線工事費、通信回線工事費、セキュリティ関連機器の購入費その他の通信設備の導入に係る経費(月額利用料等の維持費を除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前項の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(1,000

円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)又は400万円のいずれか低い額とする。ただし、補助対象経費の合計額が100万円未満の場合は、補助対象としない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別途定める日までに市長に2部(1部は写し)提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 誓約書
- (3) 法人事業者の場合は登記簿謄本、個人事業主の場合は個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し
- (4) 営業許可証の写し(営業許認可を必要とする業種の場合に限り、申請時にない場合は実績報告書提出時に提出するものとする。)
- (5) 対象物件の所有権が確認できる書類
- (6) 対象物件の図面等の対象物件の延べ床面積の2分の1以上を事業所として使用することが分かる書類
- (7) 対象物件の周辺環境が分かる位置図
- (8) 対象物件の現状写真
- (9) 補助対象経費の合計額及び当該合計額の内訳が確認できる書類
- (10) 従業者又は個人事業主が移住者であることを確認できる戸籍の附票(申請時にない場合は、実績報告書提出時に提出するものとする。)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請に当たり、事業の効率的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金交付決定前着手届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき事業(以下「補助事業」という。)と認めたときは、補助金の交付の決

定を行い、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、次に掲げる事項について、条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業について、当該補助事業の完了日から3年を経過する日まで第3条第1項第2号に規定する要件を満たしているものとする。この場合において、「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。

(2) 補助事業者は、第10条の報告までに、第3条第1項第3号に規定する要件を満たしているものとする。ただし、移住者になる予定であった場合においては、移住者となっていること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、事業の目的又は主な内容の変更を伴わない軽微な変更は除く。

(2) 交付決定の額の2割を超える額を減額変更するとき。

(3) 交付決定の額を増額変更するとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

3 市長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金廃止承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金事故報告書（様式第7号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に2部（1部は写し）提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 補助対象経費の合計額及び当該合計額の内訳が確認できる請求書の写し
- （3） 補助対象経費の合計額を支払ったことが確認できる書類の写し
- （4） 対象物件の外観、内観及び修繕箇所の完成写真並びに購入物品の写真
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（支払）

第12条 補助金は、前条の交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、第8条第4項の補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、そ

の承認した内容)の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業の完了日から3年間、第3条第1項第2号に規定する要件を満たさなくなった場合。この場合において、「使用する予定であること」とあるのは、「使用すること」とする。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付してその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、観音寺市移住等促進に係る空き家活用型事業所整備補助金の対象となった財産の処分に係る承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りではない。

2 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産等については、事業終了後においても善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

(補助事業等の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業の経理について当該事業以外の経理と明確に区分し、そ

の収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。